平成２７年（フ）第９３３号
福岡県筑紫野市筑紫13―１―601、住民票上の住所熊本市西区花園１丁目９番８―1001号アルバガーデン上熊本
破産者　柏木　善樹
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９９号
福岡県春日市一の谷１丁目59番地
破産者　籾井　公貴
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６５９号
三重県四日市市大字東阿倉川827番地１　グランドハイツ舘２－２Ｇ
破産者　福家　英之
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０９号
北海道北広島市美沢３丁目１番地16　藤ハイツ第１―205号
破産者　菅原　隆宏
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２３号
北海道江別市大麻中町28番地　公団10―202
破産者　市場　義朗
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５４２号
札幌市北区篠路９条１丁目１番３―206号
破産者　橋本　貴志
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９３号
埼玉県行田市持田２丁目18番17号
破産者　清水　利恵
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６８４号
名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街４棟103号、従前の住所名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街４棟104号
破産者　纐纈　祐子
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２号
愛知県豊川市市田町御所ケ谷津17番地　ガーランドⅢ204
破産者　三浦　信也
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１４８号
愛知県豊橋市牛川町字中郷67番地２（105）、従前の住所名古屋市南区芝町220番地の３
破産者　柏崎建材商行こと　品田　修一
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１９９９号
福岡市中央区平尾３丁目24番31号
破産者　沼田　　聡
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１７３号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目２番17―702号
破産者　森　　信一
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５４号
長崎県佐世保市小佐々町黒石323番地１　黒石団地　Ａ―202、前住所長崎県佐世保市光町１番地５
破産者　立石　一則
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
長崎県佐世保市権常寺町1101番地54、前住所長崎県長崎市梁川町14番10―501号
破産者　中島　　望
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
長崎県佐世保市十郎新町２番14号　十郎原住宅５―503、前住所長崎県佐世保市名切町313番地７　フドウ名切206
破産者　土井　　栄
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
鹿児島県鹿児島市石谷町2700番地
破産者　四元　孝太
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第１４０４号
札幌市白石区中央２条６丁目６番12号　すざきハイツⅡ―１―Ａ号
破産者　木田佳奈枝（旧姓永井）
1　決定年月日　平成27年12月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９３号
札幌市豊平区月寒西２条４丁目１番５―201号
破産者　吉田　直美（旧姓高松）
1　決定年月日　平成27年12月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部